



みなみいず 町議会だより

No. 92号

2023年
令和5年.2.1

発行/南伊豆町議会 編集/議会広報編集委員会 〒415-0392 静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂315-1 TEL0558(62)6240
E-mail:gikaj@town.minamiizu.shizuoka.jp



弓ヶ浜からの初日の出 2023年 元旦

12月南伊豆町議会定例会を11月29日～30日の会期で開催しました。

主な内容

- 議長新年の挨拶 2
- 一般会計・特別会計・水道事業会計補正予算、ERS視察 3
- 旧共立湊病院跡地に関する意見書 4
- 令和4年12月議会定例会採決一覧表 5～6
- 一般質問 7～13
- 未来を担う子ども達、議会一口メモ、くろ潮 14



新年の挨拶

南伊豆町議会議長 谷 正

新年明けましておめでとうございます。
南伊豆町議会を代表いたしまして、新しい年のご挨拶を申し上げます。

2019年12月中国で発生が報告された新型コロナウイルス感染症は、いまだ減少と流行を繰り返し収束が見えず、世界的な流行も止みません。

人類の歴史は、感染症との戦いでもあるとの見解を示している学者・研究者もおります。

また、インフルエンザにつきましても、ここ3年間はインフルエンザワクチン未接種により流行も懸念されています。

新型コロナウイルスやインフルエンザとの共存、社会経済活動の正常化のため、一日も早い新型コロナウイルスとインフルエンザワクチンの複合薬の開発・承認が待たれるところであります。

さて、伊豆半島南部地域にとりまして、第三の黒船、命の道と言われる伊豆縦貫自動車道路の早期完成・供用がこれからの最重要課題となっております。伊豆縦貫自動車道路は、観光を始めとした地域活性化、必ず起きるであろうと言われている南海トラフの大地震、近年頻発している台風や大雨による災害対応での防災機能の強化、伊豆南部地域の、とりわけ本町にとりまして喫緊の課題となっております第三次救急医療施設への短時間での搬送・アクセス、高度医療機関（特に県立がんセンター等）への通院時間の短縮や「時は金なり」の言葉があるとおり、劇的な交通渋滞の緩和・解消が見込まれています。

令和5年3月19日（日）には、天城トンネルの南側、河津町梨本～下田箕作間（延長6.8km）のうち、河津七滝インターチェンジ～河津逆川インターチェンジ間の3kmが開通・供用開始の予定であります。

また、昨年11月19日には、（仮称）下田北インターチェンジ（下田市箕作・松崎町への三叉路）～（仮称）下田インターチェンジ間、5.7kmの起工式が行われました。

まだまだ最重要箇所であります天城越え20kmの事業化がありますが、目に見える形で事業が進捗しております。

全長約60kmの伊豆縦貫自動車道路ですが、一日も早い全線開通・供用開始に向けて議会を挙げて、また関係機関、伊豆半島関係市町とともに要望活動等を行ってまいりますので、町民の皆様のご協力、ご支援をお願いいたします。

最後に、本年（令和5年）が南伊豆町にとっての飛躍の年、町民の皆様の安心、安全、安寧の年となることを祈念いたしまして新年のご挨拶といたします。

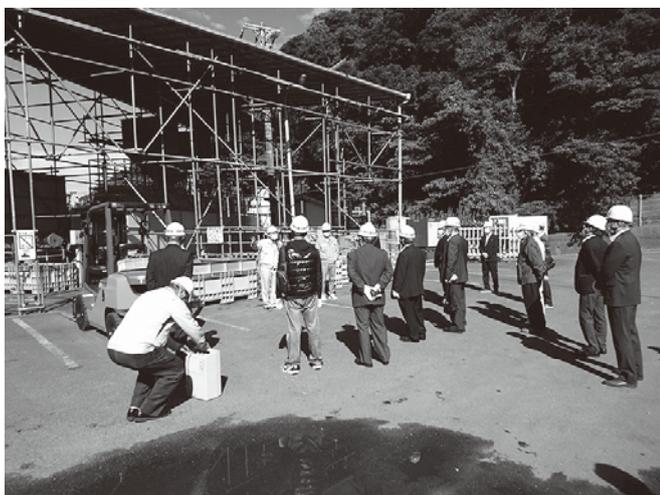
一般会計・特別会計・水道事業会計補正予算可決

総額 △ 743万4千円!

- 一般会計△1千116万9千円
- 特別会計315万3千円
 - 国民健康保険 63万9千円
 - 介護保険 46万9千円
 - 公共下水道事業 105万5千円
 - 子浦漁業集落排水事業 33万円
 - 中木漁業集落排水事業 33万円
 - 妻良漁業集落排水事業 33万円
- 水道事業会計 ●収益的収支 58万2千円

ERS（急速発酵乾燥資源化装置）視察

10月21日、(株)JETが、南伊豆清掃センター敷地内に設置し、すでに稼働を開始した、ERS実証プラントを議員全員で視察しました。ERSは、微生物を減圧タンクの中で、殺菌・発酵・乾燥して資源化するシステムで、町内で回収する一日あたり11トンの可燃物が、24時間で処理され、排水と悪臭が発生しないのが特徴です。2020年1月に視察した、三豊市のトンネルコンポスト方式に類似していますが、処理期間・設備を10分の1程度に圧縮したものです。



発議第3号

11月7日の臨時会において全会一致で可決し、関係行政機関へ意見書を提出しました。

提出理由

一部事務組合下田メディカルセンター組合議会で、旧共立湊病院施設解体設計予算が可決されたことから、南伊豆町議会は、旧共立湊病院解体後の跡地の在り方について、旧共立湊病院跡地の経過と、現在地域住民が置かれた状況に、最大の関心をいただき跡地を公有地として保全確保するよう、強く要望し、関係者に意見書を提出するものです。

旧共立湊病院跡地に関する意見書

2012年（平成24年）旧共立湊病院が下田市に移転し、下田メディカルセンターが開院して10年が経過した。

2022年（令和4年）8月、一部事務組合下田メディカルセンター組合議会で、旧共立湊病院施設解体設計予算が可決されたことから、南伊豆町議会は、旧共立湊病院施設解体後の跡地の在り方について、下記のとおり関係各位・各所に意見書を提出する。

記

旧共立湊病院跡地を、公有地として保全し、活用にあたっては地元住民の意向を尊重されたい。

旧共立湊病院は、1997年（平成9年）、旧国立湊病院の統廃合移譲計画のもと、下田市・東伊豆町・河津町・松崎町・西伊豆町・南伊豆町・賀茂村の一市五町一村が構成する共立湊病院組合に移譲、医療が継承され、2012年（平成24年）、新病院の建設移転にともない、下田市の旧静岡県立下田南高等学校跡地に、下田メディカルセンターとして新病院が開院した。

旧共立湊病院の前身である旧国立湊病院は、太平洋戦争後、湊海軍病院から国立湊病院に改編されたものである。

時をさかのぼること100年。1923年（大正12年）6月、南伊豆町湊字新田に、湊海軍病院が開設された。湊海軍病院が建設された土地・敷地一帯は、南伊豆町湊の先祖が代々生活してきた土地である。

湊海軍病院建設からさかのぼること69年、江戸時代末期安政年間に起こった安政大地震当時、湊住民の先祖は、弓ヶ浜背後の吸光山麓に沿うように住居を持って生活し、海岸松林から現県道までの一帯は、水田地帯として活用され、住宅はほとんど無かった。そのため、記録に残る限り、安政大地震による津波での被害は死亡者が一人となっている。

湊海軍病院建設にあたり、建設用地に該当する湊住民は、海軍に協力すべく、海岸松林後背地に住居の移転を余儀なくされた。湊住民の先祖から「移転まち」として、当時の様子が語り継がれている。

2011年（平成23年）3月、東日本大震災が発災後、2012年（平成24年）政府が公表した南海トラフ巨大地震の被害想定では、湊・弓ヶ浜地区のほとんどが津波浸水域と想定された。

今日、湊地区は町人口の1/7強を擁する南伊豆町で一番人口が密集する地区であるが、南海トラフ巨大地震被害想定が発表されて以降、湊地域住民は、いつ発災するかわからない南海トラフ巨大地震津波への不安を抱えながら生活をしている。

地震津波の発災後は、避難・避難所生活が想定されるが、かつて湊住民が生活を営んでいた旧海軍病院から旧共立湊病院に引き継がれた土地は、住民の命を第一に考えた避難地対応が可能となる。

旧共立湊病院跡地の経過と、現在地域住民が置かれた状況に、最大の関心をいただき、跡地を公有地として保全確保するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年11月7日

静岡県賀茂郡南伊豆町議会

令和4年12月議会定例会採決一覧表

No.	議案番号	提出議案	審議結果	黒田利貴男	宮田和彦	比野下文男	加畑毅	長田美喜彦	稲葉勝男	清水清一	漆田修	齋藤要	横嶋隆二
1	議第93号	南伊豆町監査委員の選任につき同意を求めることについて	同意	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○
2	議第94号	南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	同意	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○
3	議第95号	南伊豆町公共料金等審議会条例の一部を改正する条例制定について	可決	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○
4	議第96号	南伊豆町職員定数条例の一部を改正する条例制定について	可決	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○
5	議第97号	南伊豆町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について	可決	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○
6	議第98号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について	可決	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○
7	議第99号	南伊豆町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	可決	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○
8	議第100号	南伊豆町消防団条例の一部を改正する条例制定について	可決	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○
9	議第101号	南伊豆町下水道条例の一部を改正する条例制定について	可決	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○
10	議第102号	南伊豆町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定について	可決	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○
11	議第103号	南伊豆町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	可決	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○
12	議第104号	南伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	可決	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○
13	議第105号	南伊豆町漁業集落排水施設条例制定について	可決	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○
14	議第106号	静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約制定について	可決	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○
15	議第107号	南伊豆地域清掃施設組合の設置について	否決	○	○	×	-	×	○	×	×	-	×

No.	議案番号	提出議案	審議結果	黒田利貴男	宮田和彦	比野下文男	加畑毅	長田美喜彦	稲葉勝男	清水清一	漆田修	齋藤要	横嶋隆二
16	議第108号	財産の無償譲渡について	可決	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○
17	議第109号	財産の無償譲渡について	可決	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○
18	議第110号	令和4年度南伊豆町一般会計補正予算（第6号）	可決	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○
19	議第111号	令和4年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○
20	議第112号	令和4年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）	可決	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○
21	議第113号	令和4年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○
22	議第114号	令和4年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○
23	議第115号	令和4年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○
24	議第116号	令和4年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○
25	議第117号	令和4年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○

※議長 谷正は採決に加わっておりません。
 ※4番加畑毅、10番齋藤要は、欠席のため採決に加わっておりません。

●一般質問 町長に聞きました



漆田 修 議員

豊かな教育環境の実現

質問 昨年義務標準法が改正されこども達の豊かな学びを支える為、1学級の人数が少人数化する事で活躍の場が広がり教員との関わりも増える。教科担任制についても授業の質の向上に繋がり、今懸案のICT戦略など人的配慮は充分とは言えない。本町の現況は。

教育長 静岡式35人学級の実施により南伊豆中3年生が2クラスだ。他は1クラスで20人に満たないのは7割である。学習定着度向上の為学習支援員9名を配置している。教科担任制は本町では該当は無い。

質問 いじめや虐待、ヤングケアラー問題、こどもの貧困などこどもや家庭を取り巻く環境が多様化している中専門的機関による支援を必要とする対象が増加している。本町の対応は如何か。

教育長 現在スクールカウ

セラーが2名、スクールソーシャルワーカー1名を県費で、教育相談員を町費で任用している。いじめを主因とする不登校は皆無。

質問 ICT等の整備は県は任命権者、市町が設置者であり市町の財政力により差が生じている。相互に連携を図り乍ら環境整備を進める必要が有る。モディス(株)とのコンサル委託の現況と町内の推進合議体の動きは如何か。

担当事務局長 文部省ギガスクール予算の支援センター構想を想定し、モディス(株)は文科省フェーズを着実に推進している。地域活性化企業人制度活用による教育アドバイザー制を準用中。

循環型社会促進と広域連携

質問 昨日(11月28日)はW・Sの最終日であった。広域事務組合移行工程の為の実証であり、次に控える各種調査業務のアリバイ工作と感じた。私は一貫して広域ごみ処理場建設に反対の立場を採ってきたが、今般は32次地・制・調の3種目(自治体の広域連携)に対する当局認識をメインに問いたい。広域の概念は30次地制調から発現したが一昨年の32次答申では自治体戦略2040構想研究会(総務省)の意を受け、圏域ガバナンスの法制化は地方六団体や

日弁連の反対も有り答申には記載される事なく採択された。とは言うものの瞬時に自治体間の合意形成や紛争解決が要求されているのである。多様な手法の中から最も適したものを市町が選択するというが、自らの選択といっても広域連携をしない選択は許されず目標地点は唯一広域連携であり、広域ガバナンスの法制化は合意形成か紛争解決か2つあるだけである。1つに決めてしまうと、もはや別の選択の余地は無く有るのは手法や経路の選択だけである。計画段階から地域の未来予測(ゴミ処理の広域化)の整理等をすれば市町に固有の目標は存在せず対立する事も無い。本町のみで試験的に施行中のJET社の真空乾燥発酵機などは推進案の対極に有る複数シナリオと思慮される。総合的に好評だが改めて広域化に対する町長の認識は。

町長 政府は地・制・調答申を踏まえ広域連携を推進しており、推進中のごみ処理事業についても処理量と財政状況に鑑みながら地方創生の努力成果の見解についても市町の連携を生かし、町が持続的に運営出来る分野については、各々が努力していくものと考えてる。



加畑 毅 議員

旧共立湊病院跡地の利活用

質問 下田メディカルセンターの一部事務組合議会で、旧共立湊病院解体の設計予算が可決された。我が町としては跡地を取得する方向で動くべきだと思うが、当局としてどう考えているか。

町長 旧共立湊病院の解体は、これまでの運営会議において、病院解体を令和6年度中に完了させることで合意済み。一方で、同運営会議では、跡地利用を決めてから解体を実施したい組合管理者と、解体は予定どおり一部事務組合で実施し、解体完了までに跡地利用を決定すればよいという複数の首長からの意見もあり、意見の統一が図られていない状況。11月4日開催の運営会議では、サウンディング調査という市場調査を実施した報告があったが、実施するとしていた提案者からの個別面談も完了していない状況。11月21日に事務局から、結果概要を公表するとの連絡を受けたが、予定していた個別面談は実施しなかった。また、提案者の1社は具体的活用案を検

討中で、調査としては極めて不十分な状況と認識している。本町としては、周辺地域からの早期解体という強い要望もある中で、下田メディカルセンターに移転後10年余に及ぶ中、未だに解体されなかったという現状に憤りを禁じ得ない。一刻も早く、一部事務組合下田メディカルセンターの責任において解体を実施するよう強く要請していく。

質問 管理者は次の利用が決まってから解体したい考えのようだが、解体はもう予算が決まっていますやらないこと。いわゆる首長会議の中で食い違いがある中で、我が町にある土地なので決まったことだから速やかに解体作業にかかる主張はできないか。管理者の意向で引き延ばされるのか。

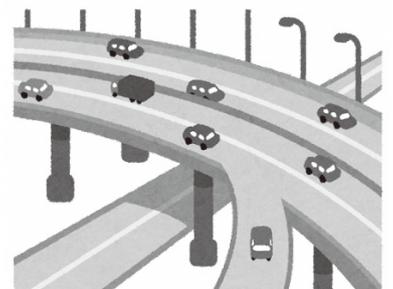
町長 管理者は跡地利用がセットになっていると何らかの補助金があるのではないかと考えているようで、解体費用が大分軽減されて負担が軽くなるとの考え。では跡地利用の条件を聞いたところ、病院や老人介護施設だということで、それでは無理だと話になり、その後、各首長からの意見もあり、令和6年度中の解体で合意なされている状況。

質問 11月22日に湊地区で開催された会合に私も参加したが、地元の方々からは、ぜひとも南伊豆町のものにしてくれという意見が多かった。その点はどう受けとめるか。

町長 11月22日に湊コミュニ

ティーセンターにおいて「町長と未来を語ろう」を実施したが、その中で旧共立湊病院跡地について様々な意見があった。病院跡地は、あくまでも一部事務組合の所有地であり、現状において本町に決定権はないこと、津波の浸水域にあることから、本町において病院跡地の利用計画も立てられないという課題、加えて土地の評価鑑定なども踏まえた時価での購入などは財政的にも極めて難しいとの説明も行った。このような中で同組合の運営会議では、地元の同意を得ながら跡地利用を進める合意がなされているので、本議会からの意見書も踏まえつつ今後の運営会議で報告したいと考えている。また、組合による跡地利用委員会が立ち上げれば、地元の方々の参画も必須であると強く認識している。

「伊豆縦貫道 河津IC～逆川ICの開通への対策」
※質問し、答弁があった。





長田美喜彦 議員

共立病院跡地の 問題点

質問 前町長は、CCRCや温泉大学構想で跡地の活用を考えていたがなくなり、岡部町長は、運動施設などでの誘致の考えもありと前に言っていた。現在は今後どのように考えているのか。また、地元の区民との意見交換をしたとあった。どのような意見があったかを伺う。

町長 病院跡地のCCRC計画を断念後、津波浸水区域であることの重要性を踏まえ、土地取得及びこれら関連する再開発などは多額の財政負担が想定されることなども熟慮した中で跡地の利用計画などは検討していない。

放置されてきた既存建物の解体を、一刻も早く一部事務組合の責任において実施することを強く要望、解体期間中に、組合構成市町による跡地活用を検討するよう強く主張していきたい。湊区で開催した意見交換では、立体駐車場やアクティビティ施設、様々なスポーツグラウンドをはじめ湊区としても観光をはじめ子

供たちも遊べるような施設がいいとの声もあった。

質問 静岡新聞に跡地活用民間募集とあった。内容は、事業者から直接意見を聴取するサウンディングからで活用策を募集する。重要な意見があれば実施を検討する。南伊豆町長は、どのような提案があるかは不透明だが、長期的な視野で町民のためになる内容であってほしいとあった。又、活用の提案を呼びかけたものの、期限までに実施性のある意見を得られなかったとのこと。

病院議会で議論のある中で、このような問題がなぜ先行して新聞に掲載されたのか、伺う。

町長 9月21日に開催された一部事務組合の運営会議で、サウンディング型市場調査の提案があり、組合管理者の意向もあり、実施することが了承された。

質問 臨時議会での意見書を町長はどのように思っているか。

町長 本会議の総意であるので重く受け止め、尊重し、12月中に運営会議が開催される予定となっているので、その旨報告するつもりである。

水道会計が企業 会計に移行

問 簡易水道が町に移行されると、広い街なので、負担は

相当に大きい、大変なものになると思う。

町長 条例制定において、海岸9地区の簡易水道の料金を計量制としたいもので、現行の上水道区域内の使用者と同一料金としたいものである。5年度からの簡易水道の正式統合に向けて固定資産台帳整備が整い上水道と簡易水道が統合された当初予算編成に取り組んでいる。決算状況を分析し公営企業として事業運営に努めていく。

耕作放棄地が 観光に与える問題点

質問 観光客の一人が伊豆の自然や風光明媚を求めてきたのに、ブタクサが至る所に生えていてガッカリとの声を耳にした。

町長 土地所有者に適正なる管理を履行する周知・徹底したい。





宮田和彦 議員

令和5年度当初予算について

質問 当初予算の編成は、町長の政策と相まって、何を柱に考えているのか。

町長 イベント開催経費がウィズ・コロナ社会への移行により復活する見込み、物価高騰による資材の値上げによる工事請負費の増加、そして、町債の償還がピークを迎える為、柱となる規模の地方単独事業を実施することは難しい。

質問 国の制度、県の計画との関連について特にどのような事が考えられるか。

町長 補助対象や新型コロナウイルス感染症対策のための補助制度の創設や補助メニューの増加の拡充については全庁的に情報を共有し活用すること。また、他自治体等の補助制度の活用事例についても情報収集して予算要求に反映させることを指示した。

意見 財政基盤の脆弱な我が町においては、今後の財政運営に支障が生じない様、地方財源の充実確保が必要だ。県

では事業の趣旨に賛同する人から寄付を募るクラウドファンディングの活用も視野に入れている。積極的に寄付金の確保に努め町民の安全・安心に繋げなければならない。

弓ヶ浜砂浜減少対策要望活動

質問 弓ヶ浜砂浜減少の具体的な要望活動と今後の展開は。

町長 機会あるごとに所管する下田土木事務所と協議し、現状確認と情報共有に務め、相互の連携を密にしながら、適切な対応をお願いしている。また、県町長会も含め同じ課題を共有する海岸部の各首長とも連携を図りながら、陳情活動を推進するとともに地元選出の県議会議員や国会議員のご支援を賜りながら県・国に働きかけていく。

質問 弓ヶ浜は町の顔・宝だ。地元と連携を緊密にして今後も継続して要望活動をお願いしたい。

旧共立病院跡地について

質問 解体が予定される旧共立湊病院跡地の管理者や各首長への土地の取得の働きかけは。

町長 土地取得に関し正式に各首長への働きかけは行ってない。

質問 約2万平米の平坦な土

地は中々、出てこない。是非、次世代の為に町で購入の検討をすべき。

高齢者が地域で安心して暮らせるまちへ

質問 要介護者数の需要に対する介護・療養施設数と施設就労人数の供給に不足はないか。

町長 介護保険制度を利用した施設サービスは近隣市町と比較し充実している。また、現時点で介護人材の不足はないが5年先は7割の事業者が不安を感じている。

質問 これは介護の仕事が過酷な割には評価が低いから人が集まらないのではないかと、国や各関係団体に強く処遇の改善を要望しなければならない。また、老老介護と独居高齢者への支援対策は。

町長 高齢者独居世帯が1,189世帯、高齢者夫婦のみ世帯が619世帯その他の高齢者のみ世帯が96世帯であり、町内全体の約5割が高齢者のみの世帯だ。引き続き、各種ケースに対応した相談事業・サービス事業を推進していく。

質問 今後も独居高齢者、老老介護、そして、認認介護等に十分目を配り、高齢者が安心して生活ができる支援対策をお願いしたい。政治は常に弱い者の味方でなければならないからである。



黒田利貴男 議員

南伊豆広域ごみ 処理事業について

質問 事務職員を派遣し、広域化施設建設に向けての事務作業に追われている。

現在の事務担当者会議及び事務レベルでの進行状況について、まず伺う。

町長 本年度予定している生活環境影響調査業務、施設整備基本計画策定業務及びPFI等導入可能性調査業務に関して協議し、資源ごみの処理フロー、ごみの減量化に関するワークショップのほか、本定例会に上程している南伊豆地域清掃組合規約案などについても協議を重ねてきたところである。

質問 特別委員会の設置を求める請願をしたという見出しで新聞へ出た。新聞記事では、下田市議会のみへ提出するとある。まだ4市町で設置する一部事務組合が立ち上がっていないというのがあるが、広域化に参加しているのは1市3町である。このことについて何か下田市のほうから報告等来ているのか。

町長 ご指摘の下田市での特別委員会設置の請願等については、下田市担当課長から説明があり、報告を受けたところであるが、その経過などは新聞報道等で把握しているところである。

質問 基本構想の中に循環型社会形成推進交付金を活用するに当たってのエネルギー回収率10%以上が交付要件となるとある。その熱回収率を高める場合に、地域住民への福利厚生に活用すべきではないのか。

町長 このような中で焼却機能以外の部分の施設整備費用の増加に加え、維持管理費用のコスト面からも、外部熱供給ではなく場内利用を基本構想としたものである。

旧共立湊病院跡地 について

質問 旧共立湊病院施設解体設計予算が一部事務組合下田メディカルセンター組合議会で可決されたのを受けての跡地取得に関する意見書である。

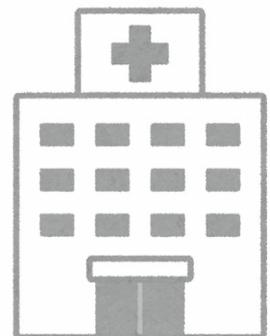
国立病院時代には、国立湊病院附属准看護学院もあり、昭和29年度卒業の第1期生から昭和44年の第16期生まで251名の准看護師を輩出もしている。人材育成や地域に根差した医療提供体制が築かれていたことがうかがえる。町としての現在の考え方、また土地取得をすることを考えたときの財政の考えは。

町長 解体を優先し、拙速な

判断は避けるべきであると考えている。現在、本町による土地取得は、今のところ考えていないが、仮に購入となればその目的の明確化を示した中で、町民のご理解を得ることなどが不可欠であると考えている。また、土地の評価鑑定なども踏まえた時価での購入や、再整備等に係る費用などを勘案すると、財政負担は極めて大きいものとなると想定されていることから、一般財源のみではとても対応は不可能と考えている。

質問 旧共立湊病院跡地については、最初は海軍病院、次に国立湊病院で、国立病院機構が撤退するときに共立湊病院となっている。ということは補助金が入っているのではないか。

健康増進課長 看護師宿舍の補助金等が入っている。そこについては民間売却等をした場合の補助金返還については、病院組合の事務局のほうで確認しているところである。





横嶋 隆二 議員

走行距離税に 反対し経済対策を

質問 政府の税制調査会で走行距離税が議題になった。日本の場合既に車の所有者は、多重課税されている。地方は車が不可欠で死活問題。今世界中で人口が減っている国は、ロシアと日本だけ。30年間も賃金が上がってない国は日本だけ。

町村会を挙げて増税をやめて富裕層・大企業への応分な負担を求めよう政府に働きかけをすべきだ。

町長 車での移動が必須である地方が不利益とならないよう、適時、全国町村会などを通じて政府に働きかける。

質問 コロナ第8波拡大の中での地域経済対策は。

町長 第5弾みなみいず応援プレミアム付商品券は、11月11日時点で販売率93.5%。引き続き各種支援事業を展開する。

旧共立湊病院跡地の確保

質問 当該地は、湊海軍病院が出来る前は湊住民が生活し水田にしていたところ。群の強制摂取があったからこそまとまって今の形に残っている。南海トラフ地震津波対応に供するとともに、観光誘客等に活用すべく町が確保すべきだ。図書館蔵書に湊のねぎや先代の記録や「浜開墾地約定簿」がある。「浜開墾地約定簿」では、明治新政府が浜の一本松から三本松までの共有地を、公有地とした証書に対し、測量を行った上、湊175戸の村民一同の結約書を出し、明治新政府の誤認をたまたした記録がある。海岸一帯が、区町有地の由来だ。旧病院跡地は、大字が新田谷戸と池田で谷戸に住宅、新田は1674年に開拓された池田新田。旧湊村は1703年地震津波で田畑消失、1707年宝永4年富士山噴火による津波で田畑流出と、安政の大地震津波の前に度々津波に襲われている。この間、天明3年から年にわたって続いた飢饉、その後また飢饉が襲う。これを経て、我々子孫はここに住んでいる。

町長 津波浸水区域であり、課題を解決でき得る計画立案は、極めてハードルが高いと考えている。また、一部事務組合下田メディカルセンターの方向性も固っていない。土地評価鑑定を踏まえた購入価格や再開発などの事業費で大きな財政負担も見込まれ、現段階では、本町での購入は検

討されていない。

広域ごみ処理計画の問題点

質問 今計画している場所・計画地は、下田市所有になっているのか。近い将来、ごみ処理の焼却処理方式が凍結された場合、跡地対応で構成市町の積金が問われる事態になる。当該地の土壌汚染調査を含めた対応と借地ではなく下田市所有の措置を行ってから進めるべきではないか。

町長 基本構想の現下田市清掃センター敷地は、6名の土地所有者と下田市が賃貸契約を締結している。下田市に土地の組合取得を含めた土地の整理及び組合終了時の土地整備に対する負担協議を当初からお願いしてきたが、まだ協議されていない。首長会議でも、予定地が借地である疑念を下田市長に伝え、土地の整理を明確にするよう話している。一部事務組合の設立後も引き続き協議を進める。





清水 清一 議員

産業振興の取組

質問 コロナで産業に影響が出てきている。町内企業の育成支援の取組と推進をどのように行っているか。

町長 町産業振興計画及び経営発達支援計画に基づき期間は令和2年度からの5か年計画で、地域産業の活性化、県下住民所得ワースト1脱却を目的としている。事業者の掘り起こしや情報提供を実施するなど、創業前から開業後のフォローアップに至る伴走型支援を実施している。

質問 企業、商店、民宿、農業等の2代目となる人を育成支援する考えは。

町長 資金面での小口資金や短期経営改善資金の利子補給のほか、商工会との連携による事業者支援に努めている。一例として、南伊豆ビジネスサポートプログラムという制度などがある。

質問 プレミアム商品券の効果と評判は。

副町長 町内事業者から大変

ありがたい、できたらまた続けてやってほしいと話もあった。

町長 国の補正予算が活用できるようにであればまた考えたい。

質問 農林水産業の育成、有効活用、整備取り組みは何か考えているのか。

町長 行政及び関係団体の支援で徐々に新規就業者が定着しつつあり、直売所湯の花への出店など、生産、販売及び消費における地産地消が確立されている。林業では、美しい森林づくり基盤整備事業や国による森林環境譲与税の創設などから、各自治体における森林整備の促進に向けた事業展開が見込まれている。水産業は、稚魚、稚貝の放流事業を継続し安定した水揚げを確保し、また、若手漁業者による市場に出回らない地魚を加工販売する取組なども見られる。今後も各種関係団体との連携を図り、人材育成を支援、6次産業化支援制度の奨励や活用及び各種財政的支援制度の創設など、さらなる1次産業の振興に取り組みたい。

質問 青市の農地区画整理で農業用水はどうするのか。

地域整備課長 県農林事務所が担当している。かん水用の水資源は、検討を進めているところ。

生活環境の整備

質問 山林樹木の生い茂り等による国・県道、町道、住宅、農地への影響に対する把握や対策の考えは。

町長 国・県道は、下田土木事務所が、町道は、2か月に1回程度の巡回パトロールを実施し、年2回の除草業務をシルバー人材センターに委託している。町道等においては、これまで地区主導でボランティアによる清掃活動や草刈りなどをお願いしてきた。住宅地や農地等の対策も、各地区の区長等からの情報により現状把握に努めているが、個人の権利問題を前提とした広告活動以外には効果的な対策がない。

質問 個人の所有物については手を出せないが指導はできると思うが。

地域整備課長 所有者の方に連絡して対処していただいているところ。

公有地の保全

質問 元共立湊病院跡地をどう考えていくのか。

町長 解体がされるであろう令和6年度中に全ての方針を決めたい。

未来を担う子ども達

自分で考える男子ソフトテニス部

南伊豆東中学校男子ソフトテニス部は、3年生6名、2年生6名、1年生2名、計14名で活動しています。

男子テニス部の目標は、中体連で団体戦・個人戦ともに県大会出場することです。この目標を達成するために男子テニス部が大切にしていることは、「自分で考える」ということです。テニスの試合では、打つか打たないか、攻めるかつなぐかなど、選手が考えて判断する必要があります。さらにペアの2人が協力してボールをつなぐことも大切です。よって、練習では常に本番の試合を想定し、自分で考えて試合を展開していきような練習メニューを考えています。例えば土曜日の部活動では、本番の試合の日と同様の流れにするため、基本的な練習メニューより先に試合形式の練習から始めています。

3年生が引退した今、8人という少人数で活動をしています。少ない人数でも、いろいろな相手のボールに慣れるため、ローテーションを工夫したり、「弱スマッシュからのボレー」「8点ゲーム」「3球目攻撃」「前衛サーブからの展開」など、オリジナルの練習メニューを織り交ぜたりしながら、日々の練習に励んでいます。雨が降って練習ができないときは、タブレット端末を使用して、効果的な練習メニューを考えたり、上手い選手のプレーを動画で見たりするなど、テニスの勉強も行っています。

男子テニス部は試合に勝つだけでなく、あいさつや感謝する気持ちも大切にしています。部員みんなで力を合わせ、県大会出場という目標を達成できるように頑張りたいと思います。



南伊豆東中学校
男子ソフトテニス部
顧問 藤原 直樹

みんなで勝利を目指すチームに

南伊豆東中学校女子ソフトテニス部は、夏に3年生が引退し、現在は2年生7人、1年生5人の合計12人で活動しています。学年を越えた仲の良さや、生徒が自分たちに必要な練習を考えて活動に取り組む主体性がこのチームの魅力です。

ペアやポジションによって、課題や練習したいことは異なりますが、「今日はこれを練習したい」「今度〇〇大会があるから、そこに向けてこんな練習が必要なのではないか」と生徒同士で話し合っただけで日々充実した練習に打ち込んでいます。また、練習試合や大会が終わる度に、必ず反省点を見つけて成長につなげようとする姿勢も、このチームの強みです。「うまくいったことは?」「なんであのセットを取り切れなかったのか」「小さいミスが多すぎた」など、学年やペア、ポジションに関係なく、意見を出し合っただけで助言をし合い、みんなで勝利を目指すチームを作っています。

生徒の努力が実り、上位の大会に出場する機会が増えました。勝利はいつだって嬉しいものですが、上位大会は賀茂地区からは遠方で開催されることがほとんどです。いつも送迎し、応援して下さる保護者の皆さまを中心に、周囲の方々への感謝を忘れることなく今後も邁進していきます。



南伊豆東中学校
女子ソフトテニス部
顧問 野中 龍
松下 友美

議会一口メモ

再議とは

地方自治法において議会は予算その他の案件を議決し、町村長は、その決定に従って事務や事業を処理し行政を運営することを建前として、両者の地位を対等な立場においている。

しかし、町村長は、単に議会の議決に服従して執行に当たるのではなく、自らも公選された町村の長としての立場から、議会の行った議決や選挙が不当なものであるとき、あるいは、違法なものであるときは、議決の効力を停止さ

せる権限が与えられている。これを「拒否権」と称している。

この「拒否権」は、議決や選挙の効力を永久に失わしめる絶対的なものではなく、その効力を一時停止し、その間に議会の再考を促すことに眼目している。したがって、その案件は、もう一度議会の会議に付して、議会の意思を再確認しなければならない。これが「再議」である。

町村長が、再議に付するときは、必ず正当な「理由」がなければならず、その理由を示しての再議であるから、議会は、その理由を十分に検討し、判断して、意思を再決定する必要がある。 新風創造（黒）



今年は統一地方選挙の年。統一地方選挙は、「首長選挙」と「地方議員選挙」をまとめて一斉に行うもので、通常は4年に一度、4月に行われます。「都道府県と政令指定都市」に関する前半戦と、「それ以外の市、特別区、町村」に関する後半戦に分けられます。選挙をバラバラに行うよりも効率よく運営をすることができるため、経費削減につながります。また、選挙日がバラバラであれば投票する側の国民も混乱してしまいますので、統一地方選挙として告知をすれば、投票率を上げることもつながります。

南伊豆町議会議員選挙は今年の7月頃に行われる予定です。

ちなみに、南中村、竹麻村、三浜村、三坂村、南崎村、南上村の6ヶ村が合併した「南伊豆町」は、昭和30年7月31日に誕生し、当時の議員定数は26名でした。

勇往邁進（加）